

令和2年度 第11回
日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和3年（2021年）2月8日

日野市教育委員会

令和2年度第11回日野市教育委員会定例会

開催日時 令和3年(2021年)2月8日(月)
14時03分～15時20分

開催場所 506会議室

出席委員 教育長 米田 裕治 委員 高木 健夫
委員 西田 敦子 委員 真野 広

欠席委員 委員 東 桜子

議事録署名委員 委員 高木 健夫

事務局出席者 教育部長 村田 幹生 教育部参事 高橋 登
教育部参事 志村 理恵 教育部参事 谷川 拓也
(議題・議案等) 庶務課長 伊藤 浩一 生涯学習課長 関 健史
学校課長 久保田 博之 統括指導主事 田村 孝夫
学校課主幹 山口 敦子 郷土資料館長 小林 正明

傍聴者 なし

書記 庶務課庶務係長 馬場 康二
庶務課主事 大矢 千尋

議事内容 別紙のとおり

この議事録は事実と相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名

委員

高木 健夫

議事録署名

教育長

米田 裕治

議事内容

議案

- 第 39 号 持続可能な地域社会づくりの強化に向けた組織体制について
- 第 40 号 日野市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 第 41 号 日野市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 第 42 号 日野市立学校の学校医の解嘱及び委嘱について
- 第 43 号 日野市立学校の学校医等の委嘱の専決処分について
- 第 44 号 日野市立八ヶ岳高原大成荘設置条例施行規則を廃止する規則の制定について
- 第 45 号 ロケーション活動に使用する日野市教育委員会が所管する施設の使用料に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 46 号 教育委員会職員の分限休職の専決処分について
- 第 47 号 教育管理職の異動（内申）について

請願審査

- 第 2-2 号 かけ算の文章題において、式の順序を固定するか否かの見解を、その理由とともに誰でも見える形で公開してほしいに関する請願
- 第 2-3 号 夢が丘小学校の児童保護者教員への健康配慮に対する請願

(議事の要旨)

開始 14時3分

[米田教育長]

ただいまから、令和2年度第11回教育委員会定例会を開会いたします。

なお、東委員から本日の定例会に際して欠席届が提出されています。

本日の議事録署名は、高木委員にお願いいたします。

本日の案件は、議案9件、請願審査2件です。

会議の進め方ですが、まず請願審査を行い、次に 議案第39号から順次審議を進めていきたいと思っております。

なお、議案第46号及び議案第47号は、公開しない会議とし、会議の最後に審議したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認め、議案第46号及び議案第47号は、会議規則第10条の規定により、公開しない会議とし、会議の最後に審議します。

なお、新型コロナウイルス感染症の対策として、事務局説明員が随時、入退室をいたしますが、異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認め、事務局説明員が随時、入退室いたします。

請願第2-2号・かけ算の文章題において、式の順序を固定するか否かの見解を、その理由とともに誰でも見える形で公開してほしいに関する請願について、事務局より説明をお願いします。

○請願第2-2号 かけ算の文章題において、式の順序を固定するか否かの見解を、その理由とともに誰でも見える形で公開してほしいに関する請願について

[伊藤庶務課長]

議案書25ページをご覧ください。

請願番号 請願第2-2号、受付年月日 令和3年1月12日、件名 かけ算の文章題において、式の順序を固定するか否かの見解を、その理由とともに誰でも見える形で公開してほしいに関する請願でございます。請願者の住所、氏名は記載の通りでございます。10ページをお開き願います。請願の要旨につきましては記載の通りでございます。説明は以上でございます。

[米田教育長]

この件につきまして、ご質問がございましたら、お願いいたします。

[高木委員]

本請願はかけ算についての請願でございますが、かけ算について学習指導要領での進め

方や市内の小学校での指導方法について説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

[谷川教育部参事]

教育部参事でございます。私から請願の内容について、それから教育委員会事務局の考え方についても説明をしたいと思います。

まず請願の事項は「かけ算の文章題において、式の順序を固定するか否かの見解を明示すること」、第2に「かけ算の順序を固定する場合、しない場合についてメリットと、デメリットを公開すること」、その上で、第3に「かけ算の順序を固定しない場合、かけ算の順序を固定しないことを市内の小中学校で統一する」ことを請願として提出されております。

まずは学習指導要領でのかけ算の取り扱いについてご説明いたします。

学習指導要領においてかけ算の九九は第2学年A数と計算領域において次のように記載されております。「(3) 乗法に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する」とありまして、知識及び技能について、そして、思考力、表現力、判断力について2つの観点から指導内容が記載されています。

知識技能につきましては、5点示されています。

- (ア) 乗法の意味について理解し、それが用いられる場合について知ること
- (イ) 乗法が用いられる場面を式に表したり、式を読みとったりすること
- (ウ) 乗法に関して成り立つ簡単な性質について理解すること
- (エ) 乗法九九について知り、1位数と1位数との乗法の計算が確実にできること
- (オ) 簡単な場合について、2位数と1位数との乗法の計算の仕方を知ること

以上の5点が知識・技能に関する内容です。

思考力・表現力・判断力につきましては、2点が示されています。

(ア) 数量関係に着目し、計算の意味や計算の仕方を考えたり計算に関して成り立つ性質を見いだしたりするとともに、その性質を活用して、計算を工夫したり計算の確かめをしたりすること

- (イ) 数量関係に着目し、計算を日常に生かすこと

以上の2点が思考力・表現力・判断力に関する内容です。

乗法は、一つ分の大きさが決まっているときに、そのいくつ分に当たる大きさを求める場合に用いられます。学習指導要領解説において、「被乗数と乗数の順序に関する約束が必要であることやその良さを児童が理解することが重要である」こと、そして、被乗数と乗数の順序は「一つ分の大きさのいくつ分かに当たる大きさを求める」という日常生活などの問題を式で表現する場合に大切にすべきことであると述べられています。

一方で、かけ算の学習が進んだのちに、乗法の計算の結果を求める場合には、交換法則を必要に応じて活用し、被乗数と乗数を逆にしてもいいことが記載されています。

また、指導については、乗法が用いられる具体的な場面を、×の記号を用いた式に表したり、その式を具体的な場面に即して読みとったり、式を読みとって図や具体物を用いて表したりすることを重視する必要がある。と述べています。

次に教科書における取り扱いについて説明いたします。

学習指導要領では乗法としてかけ算を表記しておりますが、ここではわかりやすくかけ

算として説明させていただきます。

本市において第2学年のかけ算の指導は、おおむね第2学年の10月から12月にかけて行っております。

本市が採択した東京書籍の教科書では「新しい計算を考えよう」と「九九を作ろう」という単元で、かけ算九九を扱っています。

「新しい計算を考えよう」の単元では、まず、「一つ分の数」と「いくつ分」とらえさせ、「一つ分の数」と「いくつ分」の関係の場合にかけ算が用いられることを知らせ、かけ算の意味を理解させます。それから5の段、2の段、3の段、4の段について学習を進めていきます。

この単元で育てたい力は「数量関係に着目し、一つ分の数が決まってい、そのいくつ分にあたる大きさを求める場合に、子供たちにとって新しい計算方法であるかけ算を用いて考える力や、かけ算を構成や、かけ算について成り立つ性質を見出したりする力を養うとともに、かけ算の良さに気付き、今後の生活や学習に活用しようとする態度を養う」こととなります。

続く「九九を作ろう」の単元の目標は、「かけ算の意味について理解を深め、計算の仕方を考えたり、かけ算に関して成り立つ性質や決まりを見いだしたりする力を養うとともに、計算方法など数学的表現を用いて考えた過程を振り返り、その良さに気付き、今後の生活や学習に活用しようとする態度を養う」こととなります。この単元では、6の段から9の段までの学習を進めます。この6の段を指導するとき、交換法則について初めてふれることになり、7の段、8の段、9の段を指導する際にも交換法則が成り立つことを確認するといった流れで学習を進めてまいります。

以上が、本市の第2学年のかけ算の指導の順序となります。

以上のことを踏まえまして、教育委員会事務局の見解について述べさせていただきます。請願事項で示された「式の順序を固定するか、否か」についてです。

かけ算に初めてであった小学校第2学年の児童が、一つ分の数といくつ分の数をとらえて式に表す場合には、式の順序に意味があると捉えております。しかし、交換法則を学習したのち、計算の答えだけを出せばよいという場面においては、計算のしやすさを考えて式の順序に特段の意味を持たせる必要はないと考えております。

ただし、交換法則を学習した後の上学年でも、かけ算を学習する機会があります。その場合にも一つ分の数といくつ分の数を意識させることがあります。そのときには、第2学年で学習した一つ分の数×いくつ分の数を踏まえた学習を想起させながら指導することになりますので、式の順序に意味が生まれることとなります。

しかし、小学校でかけ算を習得し中学校に進学した生徒は自由にかかけ算の計算をすることができるようになっていきます。また交換法則についても理解し自由に扱うことができるようになっております。そのような生徒に対して「一つ分の数」や「いくつ分」を意識させ、計算をさせる必要はありません。したがって、中学校や高等学校に数学においてかけ算の順序について触れる必要はないと考えます。

続いて、第2の「かけ算を固定する場合、しない場合についてメリットと、デメリットの公開をすること」についてです。

学習指導は学習指導要領に基づき、学習指導要領解説を参考にして各学校で教育課程を編成し実施されています。従いまして特定の教科の指導内容について市が独自に判断すべきものではないと考えております。

最後に、「かけ算の順序を固定しない場合、かけ算の順序を固定しないことを市内の小学校で統一する」についてです。

事務局では、児童・生徒の実態に合わせて指導者が適切な指導法や評価を選択することが大切であると考えています。学習指導要領に基づき、学習指導要領解説を参考にして、各学校において多様な教育活動が展開されることを、事務局として期待しており、指導方法を統一するといったことを求めることは考えておりません。

私からは以上でございます。

[米田教育長]

他にご質問はございませんか。よろしいでしょうか
なければご意見を伺います。

[西田委員]

その時間その時間の学習は、指導者が単元全体の学習指導計画に基づいて、児童・生徒の実態にあわせてどのような目標をもって、どのような内容を、どのような方法で進めていくか、その評価はどうするのかを考えて、計画的に行われるものです。学習のどの段階で何を重視するか、どう評価するかは学習計画によるものです。ただいま参事が説明されました、繰り返しになりますが、学習指導要領では第2学年の算数については、数と計算の領域において、「乗法に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する」こととしていくつかあげられていますが、最初の2つ、

(ア) 乗法の意味について理解し、それが用いられる場合について知ること

(イ) 乗法が用いられる場面を式に表したり、式を読みとったりすること

があります。すなわち2学年では生活の場面から、同じ数を何度も加えると間違いやすく、面倒なことに気付いて、解決するための便利で簡単に計算する方法があること。それをかけ算という記号と呼び名があるという事を学びます。数のまとまりに着目して「一つ分の数」と「いくつ分」が分かれば、全部の数が把握できること。

「一つ分の数」×「いくつ分」＝「全体の数」と書くことを学びます。そして式を作ったり式を読み取ったりする学習活動を行います。この段階では被乗数と乗数の順序に約束があることや、その良さを理解するところですから、順序がどちらでもよいとすると、子供は混乱します。しかし場面によっては被乗数と乗数の順序はどちらにしてもよいことがある、そのことを学びます。例えば靴箱の数などです。

かけ算の学習が進めば、学習の計算の結果を求める場合には交換法則を必要に応じて活用して、被乗数と乗数を逆にしてもよいことを学びます。これらのことは学習指導要領の解説・算数編に詳しく書かれています。また解説には海外在住経験の長い児童にあたっては、表す順序を日本と逆にする言語圏があることに留意することも述べられています。

すなわち学習活動は、学習指導要領に則り学習指導要領の解説を参考にし、教科書を使用して指導者の計画を基に児童の実態に合わせて行われるものであり、かけ算の文章題において式の順序を固定するか否かについて教育委員会が見解を述べる必要もなく、教育方

針として統一を図るものでもないと思います。

よって採択は不採択と考えます。

[米田教育長]

ご意見をお願いします。

[真野委員]

参事から丁寧な説明がありましたので細かな内容は繰り返し申しませんが、かけ算に関する指導の仕方については、学習指導要領解に基づき、学習指導要領解説を参考にして、教科書を用いて学校現場で一律一斉ではない対応を丁寧に行うべきものであること、また児童の発達段階や理解状況に応じて様々な指導場面が想定されるため、これはよい、これはダメという統一した指導を促すものではないことを踏まえて、私も本請願は不採択と判断いたしました。

以上です。

[高木委員]

私も本請願は不採択と考えております。理由についてですが、1つ目には本請願は学校教育現場での具体的な発生事例に基づくものではなく、請願者の持論として請願要旨の冒頭で示しているように、かけ算の式はどのような順序になっても正当として扱うべきと考えていることを主張するためのものであること。

2つ目として学習指導は個々の児童の発達段階や理解度に応じてなされるべきものであり、児童の立場に立っての児童目線が大事です。かけ算の順序の考え方については、先生がどのような問いかけをしたのか、それに対して児童がどのような考えをして式に表したのかというプロセスが大事であり、児童一人ひとりに合わせた進め方が必要と考えること。

3つ目としてかけ算の順序の考え方については、専門家の間でも従来から諸説があり、しばしば論議されていると聞いており、特定の考え方を正当とすべきものではないこと。

以上によりまして本件に関します基礎基本的な認識が異なることから本請願は不採択と考えております。

[米田教育長]

私も不採択と考えます。参事、西田委員から学習指導要領、解説に基づいての学習の進め方については詳しい説明がありましたので繰り返しはいたしません。子供たちがこの算数的な活動を一人ひとりのプロセスの中で認識を獲得して、そして数学的な発想力・想像力・計算力を獲得していくと思います。学習という現場においては子供たちがどのような思考を行いながら、どのような認識に至っているかをくみ取りながら、学習指導要領に基づいて場に応じて問いかけ、理解や考えを聴き状況に応じて進めていくものと考えております。このように子供たちの学習段階や状況に応じて進められていく学習の営みについて統一をするという考えは持っておりませんので不採択と考えます。

他にご意見はございませんか。よろしいでしょうか。

委員の皆様のご意見としては、不採択でございましたので、かけ算の文章題において、式の順序を固定するか否かの見解を、その理由とともに誰でも見える形で公開してほしいに関する請願については、これを不採択とすることにしたいと思いますが、異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしとのことですので、請願第2-2号については、不採択とすることに決しました。

請願第2-3号・夢が丘小学校の児童保護者教員への健康配慮に対する請願、について事務局より説明をお願いします。

○請願第2-3号 夢が丘小学校の児童保護者教員への健康配慮に対する請願

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。議案書31ページをご覧ください。

請願番号 請願第2-3号、受付年月日 令和3年1月12日、件名 夢が丘小学校の児童保護者教員への健康配慮に対する請願でございます。請願者の住所、氏名は記載の通りでございます。次ページをお開き願います。請願の要旨につきましては記載の通りでございます。説明は以上でございます。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

この件につきまして、ご質問がございましたらお願いします。

[真野委員]

この請願につきまして市の現状や事務局の考えなど教えていただければと思います。

[谷川教育部参事]

教育部参事でございます。私から教育委員会事務局の考えについてご説明をいたします。請願者から請願事項3点が挙げられております。

第1が「体調や健康に対する配慮の強化」

第2が「保護者対応方法についての日野市教育委員会の見解明示」

第3が「学校長の意識改革や配慮の講習や研修実施の検討」

でございます。

まず「体調や健康に対する配慮の強化」についてです。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、現在緊急事態宣言が発出されております。1月8日に文部科学省から「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」が通知されております。

この通知の中で、社会のあらゆる分野で新規の感染者を一人でも減らすことが不可欠であり、学校も例外ではないことが述べられております。「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を踏まえて、地域の感染レベルに応じた感染症対策が適切にとられているか、改めて確認し、徹底することが求められています。

特に緊急事態宣言の対象区域に属する日野市においては、警戒度をこれまでより高めて、感染症対策の徹底を図ることが必要であると考えます。

教育委員会事務局といたしましては、子供の健やかな学びの保証や心身の影響の観点か

ら学校教育活動を継続することを前提とし、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づいた感染症対策を確実に実施することが大切であると考えております。

日野市立小中学校に在籍する児童生徒においても新型コロナウイルス感染症の陽性反応のあった児童・生徒が報告されておりますが、これまで、児童・生徒間での感染例は報告されておられません。これまで、学校が進めてきた感染症対策は、感染症予防・感染拡大防止に効果があるものであるととらえております。

また、日野市教育委員会では緊急事態宣言が延長されたことに伴い、「緊急事態宣言延長期間における市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動について」を幼稚園および学校に通知しております。この中で、生活に困難さを感じる家庭もあることを想定し、子供たちの心の変化について配慮するようにお願いをしております。

事務局としましては、これまで学校が進めてきた感染症対策を、気を緩めることなく確実に進めるとともに、子供たちの心の変化にも配慮するように学校に指導してまいります。

次に「保護者対応についての日野市教育委員会に見解明示」についてございます。

まず、学校と保護者の関係については、サービスを提供する側とサービスを受ける側といった関係ではなく、保護者と学校とが一緒になって子供を育てる、いわば、パートナーの関係にあると考えております。学校と保護者はお互いの信頼関係を元に、共に子供の成長を支えることが大切です。

そのためには、学校と保護者とがよく話し合い、共有できる価値と共有できない価値を確認し、お互いの違いを認めていくという対話が必要であると思います。日野市教育委員会では「対話プロジェクト」を立ち上げ、教育委員会職員や教員、保護者、市民の方が参加され、対話について学ぶ機会を設けております。その中で私が感じたことですが、人と人が、腹を割って話をするための方法、コミュニケーションをとる方法としては、対面での面談が最も効果的だと考えました。オンラインによる対話にも挑戦しましたが、対面でのコミュニケーションの方が充実感を感じています。オンラインは業務上の連絡事項を傳達する会議については有効であり、積極的に進めていきたいと思いましたが、人の感情とか人の思いについて伝える場面では、十分といえないのではないのでしょうか。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染については一人ひとりの感じ方があり、全ての方に対面での面談を、お願いすることは困難である場合もあると思います。そのような場合も想定して、次善の策として。オンラインによる面談や、電話による面談を活用することも進める必要があると考えております。

しかし、いずれの面談の方法をとりましても、面談に参加する人が安心して、面談に参加できる環境をつくる必要があると考えております。対面による面談だけでなくオンラインによる面談についても、安心して面談に参加できる環境を作るために、お互いを尊重するマナーやルールを作っていくことが大切であると捉えております。

事務局としましては、学校と保護者がお互いに相手の立場を理解しながら、コミュニケーションをとることが大切だと考えております。

第3に「学校長の意識改革や配慮の講習や研修実施の検討」についてです。

教育委員会事務局では、社会環境が変化するにつれ、学校に求められるものや学校が変

化しなければならないことがあるととらえております。例えば、新学習指導要領の理念に基づく指導や評価の方法の変化が挙げられます。また、地域社会や保護者と学校との関わりや接遇においても社会的に感覚の部分で大きく変化していると思います。

さまざまな学校における教育活動の責任者である校長先生についても、社会の変化に応じた研修を行うことは必要であると考えており、事務局としましては、様々な機会を捉え、研修の充実を図って参りたいと考えております。

以上、請願の事項について見解について述べさせていただきました。

ここで教育委員会事務局として請願の要旨のなかに気になることがありましたので述べさせていただきますと思います。

本請願について、請願の要旨に「コロナ不安が無くなり、子供の病気が完治しても、大事な我が子を預けられる場所ではないと確信し、現時点で無期限に登校しないことをお伝えした次第です」と記載されております。

学校は教科の指導だけではなく、人と人が関わり合いながら、コミュニケーションスキルを高め、社会生活を営むための基盤を育むところです。子供たちは人と人とのトラブルを経験し、また、その解決を通して人として成長するものではないでしょうか。学校はそういった社会経験を積み重ねる場所でもあります。

事務局としましては、子供の意思に関係なく、保護者の意思だけで、正当な理由なく、教育の機会を失わせることはあってはならないと考えております。保護者や児童の意思を確認しながら、適切な教育が受けられるよう、サポートしてまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

[米田教育長]

他にご質問はございませんか。

なければ、ご意見を伺います。

[高木委員]

ただいま説明いただきました教育委員会事務局の見解も踏まえまして、私自身本請願は不採択と考えております。

その理由についてですが、まず1つには日野市の小中学校では文部科学省の留意事項や衛生管理マニュアルに基づき、コロナ感染予防対策を児童・生徒と教職員が懸命に実践しております。実態として市内の学校では、児童・生徒間での感染はこれまで発生がないことから夢が丘小学校含めてコロナ感染症予防対策は有効に機能していると判断できること。

2つ目として請願要旨のなかで、32ページの再下段になりますけれども、無自覚に人命を軽視して云々とありますけれども、具体的な根拠はなく、請願者の主観による一方的な主張であること。

以上により本請願は不採択と考えております。

最後に参事からも言及がありましたけれども、請願の要旨の文章のなかに「コロナ不安が無くなり、子供の病気が完治しても、大事な我が子を預けられる場所ではないと確信し、現時点で無期限に登校しないことをお伝えした次第です」とありますが、事務局には、関係機関と連携しながら、適切なサポートを行っていただければと思います。

[真野委員]

私も本請願は不採択と判断いたしました。さきほど参事から請願の一つひとつに対して取り組んでいることや考え方について丁寧なご説明がありました。その中でも触れられていましたように、日野市教育委員会では、第5回教育委員会臨時会にて緊急事態宣言延長に伴う市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動について協議し、その内容を以下の観点でまとめて市立幼稚園長、市立小中学校長宛に発出しております。その項目は、学校の運営方針、緊急事態宣言期間延長に伴う配慮事項、幼児・児童・生徒に対する指導、家庭における感染症対策の依頼事項、教職員等の健康管理の徹底、感染状況に応じた学習活動など多岐に及んでおります。そのなかでも謳っているように、文部科学省及び東京都教育委員会が示した感染予防・感染拡大防止策を実施し、子供たちの学びと育ちを支える教育活動を継続することを確認しております。

さらに緊急事態宣言期間が長期間にわたり幼児・児童・生徒及び教職員は緊張と負担が強いられている現状を踏まえ、日野市教育委員会は学校・保護者・地域の皆様と共に子供たちが安心して学び、進学、卒業を迎えられるよう更なる環境整備に努めているところで

す。以上の理由から学校は適切な対応を行っていると考え、本請願は不採択と判断いたしました。

また、請願者は請願の要旨で、「コロナ不安が無くなり、子供の病気が完治しても、大事な我が子を預けられる場所ではないと確信し、現時点で無期限に登校しないことをお伝えした次第です」と書かれているところが私も大変気にかかっています。事務局には適切なサポートをお願いいたします。

[西田委員]

私もいろいろ考えた末、不採択と判断しました。これに至った理由を以下述べます。

1つ目「体調や健康に対する配慮の強化」についてです。さきほどから話がありますが、日野市の各学校の新型コロナウイルス感染予防は文部科学省が出した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や東京都教育委員会からだされた通知、また日野市教育委員会が日野市立幼稚園長・市立小中学校長宛に出した「緊急事態宣言期間延長に伴う市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動について」などに基づいて行っております。どの小学校・中学校も子供たちをコロナ感染から守るために大変な苦勞をして予防の徹底を図っています。また子供一人ひとりの体調や健康状態を観察し、それに応じた対応を行っております。私が現場で見る教育活動や、学校だより、ホームページから全職員で感染予防対策に真剣に取り組んでいる様子が分かります。2回目の緊急事態宣言の延長に伴い再度日野市教育委員会は、「緊急事態宣言期間延長に伴う市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動について」の文章を各学校に送りました。そこには子供一人ひとりに対する更なる配慮がしっかり書かれています。それをうけて各学校はさらに丁寧な対応を行っております。さきほど参事が話されましたが、これまで児童・生徒間での感染例は報告されていません。

次に「保護者対応方法についての日野市教育委員会の見解明示」についてです。保護者の対応方法は面談が最も効果があると思っております。しかしその時の状況によっていろ

いろな方法があってもよいと考えております。大事なことは子供の幸せな成長を第一において、お互いの理解を深めるためのものであり、互いに誠意と尊敬の気持を持って臨み、信頼関係を築いていくことだと思っております。

3つ目の「学校長の意識改革や配慮の講習や研修実施」についてです。学校長は学校を管理する者として、また社会人として日々向上することが大事なことであり、校長自身この変化の激しい時代において研修の必要は重々理解しております。現に公私にわたり講習を受けたり、研修会に参加したりしています。日野市及び東京都教育委員会においては毎年研修会を企画し、校長はそれに参加しています。請願の要旨に書かれていますようにこの学校も人の命を預かる場所として、安全・安心であることは当然であり、教育委員会はこれからも努力をしていきます。

しかしながら参事も述べられましたが、請願の要旨に、同じところを繰り返しになります。「コロナ不安が無くなり、子供の病気が完治しても、大事な我が子を預けられる場所ではないと確信し、現時点で無期限に登校しないことをお伝えした」と書かれていることに大変驚きました。これには大きな問題があると考えます。

以上のことから不採択としました。

[米田教育長]

請願事項の1や3に関しましては、参事や各委員がお話しされた通りです。まず2番ですけれども私たちは子供たちの学びあっていく、育ちあっていく環境を学校・家庭・地域そして子供たちみんなで作っていくことをとても大切にしております。保護者との係わりの基本もここにあります。同じ空間に居てできることが最も望ましいと考えますが、難しい場合には次善の方法を考えることが必要かと考えます。

しかし基本は参事もお話した通りお互いの願いを出し合いながら様々な角度から考えを出し合い、話し合いを進めていくことが大切と考えます。

子供たちは自らの成長に伴って、自らへの成長の目標を持って、学びの環境を考えていきます。主体者は子供です。請願の趣旨文にある「コロナ不安が無くなり、子供の病気が完治しても、大事な我が子を預けられる場所ではないと確信し、現時点で無期限に登校しないこと」このことは問題があると思います。よって不採択と考えます。

他にご意見はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員の皆様のご意見としては、不採択でございましたので、夢が丘小学校の児童保護者教員への健康配慮に対する請願については、これを不採択とすることにしたいと思いますが、異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしとのことですので、請願第2－3号については、不採択とすることに決しました。

議案第39号・持続可能な地域社会づくりの強化に向けた組織体制について、事務局より説明をお願いします。

○議案第39号 持続可能な地域社会づくりの強化に向けた組織体制について

[関生涯学習課長]

恐れ入ります、議案書1ページをお開きください。議案第39号・持続可能な地域社会づくりの強化に向けた組織体制について説明いたします。

提案理由でございます。令和3年1月7日付日企企第305号をもって意見を求められました標記の意見につきまして、日野市長に意見書を提出するものでございます。次ページをお開きください。市長に提出する意見書でございます。令和3年1月14日に開催されました令和2年度第10回日野市教育委員会定例会での協議を経て、教育委員会の意見を併せて組織改正に同意するものでございます。

意見書の内容でございます。意見書下から5行目、教育委員会は日野市全体で文化財事業、ふるさと学習を支えていくことが重要であるとの認識のもと、市長部局と教育委員会との一層の連携・協力により、この分野が市民の暮らしの中で大きく発展し、総合的な視点から、より幅広く子供の育ちと市民の諸活動を支えていくことにつながるよう期待し、組織改正に同意するものとし意見書を提出します。説明は以上でございます。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了しました。

ご質問がございましたらお願いいたします。

[西田委員]

新しい課としてふるさと文化財課を設置すると伺いましたが、ふるさと文化財課という名前に込めた思いがとおりだと思しますのでその旨をお話いただけますでしょうか。

[関生涯学習課長]

教育委員会では文化財、それから郷土資料の収集・保存を行ってきました。それと共に調査・研究・周知も行ってきました。これらを生まれ育つ、それから生活する市民の皆様にもふるさとという愛着を持っていただくもの、そして文化財・資料等を日野市の宝、そうすべきものとして、より一層文化財を守っていくという意味を込めまして、ふるさと文化財課という名称にした次第でございます。

[西田委員]

新しい体制がつくられていくわけですが、どのような取り組みがなされていくのか、現時点で良いのでお話いただけますでしょうか。

[小林郷土資料館館長]

今まで個別、点で説明していた文化財・郷土資料といったものを各地域面で捉えて、街の物語としていくこと、日野市に住んでいる方々が日野への愛着や子供たちのふるさと学習につながる文化財地域計画を作ります。そのために必要な基礎資料となる発掘・調査・研究の体制強化、それを蓄積し共有財産とするための収蔵品管理システムの運用を行ってまいります。

[米田教育長]

他にご質問はございませんか。

なければ、ご意見を伺います。

[真野委員]

令和2年度第10回日野市教育委員会定例会で協議しました内容に基づいて、今回意見書を作成していただいていますので、私は本内容に賛成いたします。

この委員会で協議しましたときに、学芸員の皆さんがこの組織改正をどのように捉えるのが大事だという旨、確認をさせていただきました。その時それに対して2年以上にわたり学芸員の皆さんを含めて意見交換をしてきた経緯がある、そのようなご説明をいただき私も安心いたしました。いずれにしても市長部局と教育委員会がこの組織改正を成功させるために、学芸員の皆さんの一人ひとりのマネジメントに関わる内容についても密に両者が連携・協力できるよう進めていくことが大切なのではと思いますので、是非よろしくをお願いいたします。

[西田委員]

組織を改正して新しい課を設置し、教育委員会と市長部局が連携・協力しながら総合的な都市政策、教育政策を進めて市民皆が一層ふるさと日野を大切にしていきたいという日野市長の考えがよく理解できました。日野市の宝である学芸員の方々の専門的な力が結集することで、一層その力が生かされ、文化財事業やふるさと学習、市民活動がさらに向上し活発になるものと明るい希望をいただいています。さらには日野市の文化財や歴史、自然、ふるさと学習が内外から注目され、市外から多くの方が日野を訪れてくれるようになってほしいと思っております。教育委員会は連携・協力し、しっかり支えていこうと思います。

[米田教育長]

他にご意見はございませんか。

今まで各委員、事務局からも説明がありましたように、専門的な職員が結集して文化財、資料そして保護がさらに推進されて日野の街の歴史的財産が一人ひとりその人にとって意味あるものとして受け止められて、ふるさと日野への愛着が深まって街の物語が語られていく、日野のまちづくりがこのことを中核として進められていくことはとても素晴らしいことだと思います。市長部局と一緒に努力したいと考えますので、原案に賛成いたします。

他に意見はございませんか。

お諮りします。持続可能な地域社会づくりの強化に向けた組織体制についてを原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第40号・日野市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について、事務局より説明をお願いします。

○議案第40号 日野市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について

[伊藤庶務課長]

議案書 3 ページをご覧ください。議案第 40 号・日野市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定についてご説明いたします。

提案理由でございます。経済的理由により、就学が困難と認める学齢児童・生徒の保護者に対して支給する要保護及び準要保護児童生徒援助費の充実を図るため、要綱の一部を改正するものです。

主な改正点につきまして新旧対照表にてご説明いたします。5 ページをご覧ください。

第 1 項第 3 条の但し書き中「学用品費、通学用品費、通学費、新入学児童生徒学用品費、体育実技用具費、入学時学用品費及び学校給食費は支給しない。」の部分「修学旅行費、入学準備金、医療費のみを支給する。」に改め、支給する費目を明示するものです。なお現行の支給費目であり卒業アルバム代について文部科学省より生活保護における教育扶助に含まれている旨が示され、東京都福祉保健局及び厚生労働省に照会し、教育扶助に含まれている旨の回答を得ましたので、要保護児童生徒の保護者の内、生活保護法に規定する扶助を受けている者に対しては改正後の費目のみを支給対象とするものです。

続きまして第 4 条中「第 1 号様式。」を削り、同条に第 2 項として次の 1 項を加えます。「2 生活保護法に規定する扶助を受けている者について、福祉事務所長等から第 5 条に規定する支給の規定の依頼があったときは、当該支給の認定の依頼をもって、前項の申請があったものとみなす」を加えるものです。これは就学援助費受給申請書（認定台帳）の様式を他の申請書に規定されています日野市要保護及び準要保護児童生徒援助費、特別支援教育就学奨励費取り扱い要領に記載をし、申請書について必要な体制が迅速にできるようにするものです。また就学援助の対象となるものの認定にあたっては、経済的状況を適切に把握して行う必要があることから、福祉事務所長等から支給の申請依頼があったときは、児童生徒の保護者から申請があったものとみなすものでございます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

この件につきまして、ご質問がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。なければ、ご意見を伺います。よろしいでしょうか。

お諮りします。日野市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定についてを原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。

議案第 40 号は原案のとおり可決されました。

議案第 41 号・日野市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について、事務局より説明をお願いします。

○議案第 41 号 日野市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について

[伊藤庶務課長]

議案書 9 ページをご覧ください。議案第 4 1 号・日野市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱の制定についてご説明いたします。

提案理由でございます。経済的負担の軽減が必要な特別支援学級に在籍する学齢児童・生徒の保護者に対して支給する特別支援教育就学奨励費の充実を図るため、要綱の一部を改正するものです。

主な改正点につきましては、新旧対照表でご説明いたします。11 ページをご覧ください。第 4 条中「第 1 号様式。以下「申請書」という。」を削るものです。これは特別支援教育就学奨励費受給申請書（認定台帳）の様式を他の申請書が規定されている日野市要保護及び準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費と取り扱い要綱に記載し、申請書について必要な申請が迅速にできるようにするものです。

続きまして第 5 条中「原則として、申請書受付後、1 ヶ月以内に認否の決定を行うこととし、」を「前条の規定による申請を受け付けたときは、認否の決定を行い、」に改め、同条第 2 項中「年度当初の申請については、要保護及び準要保護との重複認定をさけるため、要保護及び準要保護の認定手続後の別に教育委員会が定める期間に受け付けるものとし、この場合の認定日は当該年度の 4 月 1 日とする。」を「教育委員会が認める場合はこの限りではない」に改めるものです。

特別支援教育就学奨励費は要保護及び準要保護児童生徒援助費との重複認定を避けるため例年 7 月に申請受付及び認定作業をしておりました。改正後は年度当初に申請を受け付けることで経済的状況をいち早く把握し、要保護及び準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費の認定を適切に行うものです。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

この件につきまして、ご質問がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。なければ、ご意見を伺います。よろしいでしょうか。

お諮りします。日野市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱の制定についてを原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。

議案第 4 1 号は原案のとおり可決されました。

議案第 4 2 号・日野市立学校の学校医の解嘱及び委嘱について、事務局より説明をお願いします。

○議案第 4 2 号 日野市立学校の学校医の解嘱及び委嘱について

[山口学校課主幹]

議案書 13 ページをお開きください。議案第 4 2 号・日野市立学校の学校医の解嘱及び

委嘱についてご説明をさせていただきます。

初めに提案理由でございます。令和2・3年度の学校医等の離職につきましては令和2年2月10日の第11回教育委員会定例会にてお諮りし、議決をいただいたところではございますが、令和3年1月付で日野市歯科医会より変更届が提出されたため、離職者の変更をお願いするものでございます。また第五幼稚園の閉園に伴い、任期を変更するものでございます。

次ページをお開きください。1は変更後、3は変更前の離職者の学校名、科名、氏名、住所となります。任期でございます。令和3年4月1日から令和4年3月31日までとなります。前任者の任期を引き継いだものとなります。

続いて2の第五幼稚園の任期変更でございます。内科医、歯科医それぞれ1名の任期が令和2年4月1日から令和3年3月31日へと変更になります。説明は以上でございます。審議をお願いいたします。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

この件につきまして、ご質問がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。なければ、ご意見を伺います。よろしいでしょうか。

なければご質問・ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市立学校の学校医の解嘱及び委嘱についてを原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案第43号・日野市立学校の学校医等の委嘱の専決処分について、事務局より説明をお願いします。

○議案第43号 日野市立学校の学校医等の委嘱の専決処分について

[山口学校課主幹]

議案書15ページをお開きください。議案第43号・日野市立学校の学校医等の委嘱の専決処分についてご説明させていただきます。

初めに提案理由でございます。日野市立学校の学校医等の任意等の関する規則第2条に基づく学校医の委嘱及び解嘱について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため、教育長専決により委嘱及び解嘱を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

続きまして内容についてご説明させていただきます。今回日野市立学校の学校医の解嘱につきましては、ご本人様のご逝去によるものでございます。解嘱者の氏名・住所・科目・担当校・解嘱理由及び委嘱者の氏名・住所・科目・担当校・任期につきましては記載の通りでございます。任期につきましては前任者の任期を引き継いだものとなります。説明は以上でございます。ご承認よろしくをお願いいたします。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

この件につきまして、ご質問がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。なければ、ご意見を伺います。よろしいでしょうか。

なければご質問・ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市立学校の学校医等の委嘱の専決処分についてを原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。

議案第43号は原案のとおり承認されました。

議案第44号・日野市立八ヶ岳高原大成荘設置条例施行規則を廃止する規則の制定について、事務局より説明をお願いします。

○議案第44号 日野市立八ヶ岳高原大成荘設置条例施行規則を廃止する規則の制定について

[関生涯学習課長]

恐れ入ります、議案書17ページをお開きください。議案第44号・日野市立八ヶ岳高原大成荘設置条例施行規則を廃止する規則の制定についてご説明いたします。

提案理由でございます。令和2年第4回日野市議会定例会において、日野市立八ヶ岳高原大成荘設置条例を廃止する条例が制定されたことに伴い、令和3年4月1日の施行に合わせ、日野市立八ヶ岳高原大成荘設置条例施行規則を廃止するものです。

次のページをお開きください。補足でございます。この規定は、令和3年4月1日から施行するものでございます。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

この件につきまして、ご質問がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。なければ、ご意見を伺います。よろしいでしょうか。

なければご質問・ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市立八ヶ岳高原大成荘設置条例施行規則を廃止する規則の制定についてを原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。

議案第44号は原案のとおり承認されました。

議案第45号・ロケーション活動に使用する日野市教育委員会が所管する施設の使用料に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より説明をお願いします。

○議案第45号 ロケーション活動に使用する日野市教育委員会が所管する施設の使用料に関する規則の一部を改正する規則の制定について

[伊藤庶務課長]

議案書19ページをご覧ください。議案第45号・ロケーション活動に使用する日野市教育委員会が所管する施設の使用料に関する規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。

提案理由でございます。日野市立八ヶ岳高原大成荘設置条例を廃止する条例が令和3年4月1日に施行されることに合わせ、ロケーション活動に使用する日野市教育委員会が所管する施設の使用料に関する規則の一部を改正するものです。次ページをお開き願います。日野市立八ヶ岳高原大成荘設置条例を廃止する条例が令和3年4月1日に施行されます。これに伴いロケーション活動に使用する日野市教育委員会が所管する施設の使用料に関する規則の別表中、規則の八ヶ岳高原大成荘を削るものです。新旧対照表でご説明いたします。21ページをご覧ください。右側旧の部分ですが、別表の左から2列目、撮影場所の上から2行目「維持管理に一定の経費を要し、需要が高く、職員の立会を要する場所」で施設の例示がされています。この八ヶ岳高原大成荘を削るものです。なお本規則は令和3年4月1日から施行されるものです。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

この件につきまして、ご質問がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。なければ、ご意見を伺います。

なければご質問・ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。ロケーション活動に使用する日野市教育委員会が所管する施設の使用料に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。

議案第45号は原案のとおり承認されました。

これより議案第46号および議案第47号の審議に入りますが、本件につきましては、公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思います。

異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。

関係職員以外の事務局説明員は退席してください。

(関係職員以外退室)

「教育委員会職員の分限休職の専決処分について」

「教育管理職の異動（内申）について」

は公開しない会議の中で審議

[米田教育長]

以上をもちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。これにて、令和2年度第11回教育委員会定例会を閉会といたします。

閉会 15時20分